

送 金 明 細 書

令和 年 月 日

所 属 所 名	組 合 員 番 号	組 合 員 氏 名 (自 署)

被扶養者氏名	被扶養者の 年間収入推計額	組合員の送金年額	その他の者 の送金年額
	円	円	円

【送金状況】

- (1) 組合員により生計を維持している状況を確認するため、認定事由発生日以降1年間の被扶養者へ生計費の送金額を記入してください。
(提出日までに送金した分は実績額、それ以降分については見込額を記入してください。)
- (2) 生計費には、仕送り・家賃・光熱水道費、施設入所費等を含み、学費や一時的負担額は除きます。
- (3) 仕送りとは、一定程度の期間毎にある程度定額の送金されているものを指し、認定対象者の申し出により不足分を任意に送金されているものは、単なる補填として取り扱いますので含めません。

送金年月	組合員の送金額	その他の者の送金額	備 考
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
令和 年 月	円	円	
合 計	円	円	

【添付書類】

- (1) この送金明細書には、初回送金を済ませ「送金の事実を確認できる書類」を必ず添付してください。
- (2) 添付できない場合は、送金が始まっていないものとして認定することができません。

※ 「送金の事実を確認できる書類」について

- ① 金融機関を通して送金している場合は、預貯金通帳・受取名義人の分かるATM送金利用明細・振込依頼書・窓口で交付される振替受付票等の写し
通帳について、実績確認に不要な預金残高等は黒塗り可としますが、送金の実態が確認できない場合は不可とします。(切り抜き不可)
- ② 光熱水道費等を口座振替により組合員が負担している場合は、預貯金通帳の写し
ただし、通帳印字から引き落とし名義人が「電気、ガス、水道、不動産等の事業者」であることが確認できない場合は、引き落としに係る契約書の写しが必要です(特に信販会社が間に立って口座振替する場合)
- ③ 施設入所等の利用料を組合員が負担している場合、施設からの請求書及び領収書の写し

送 金 明 細 書

記入例

令和 ○年 ○月 ○日

所 属 所 名	組 合 員 番 号	組 合 員 氏 名 (自 署)
○○○○学校	○○○○○○	公 主 一 郎

被扶養者氏名	被扶養者の 年間収入推計額	組 合 員 の 送 金 年 額	その他の者 の送金年額
公立 太郎	840,000 円	1,200,000 円	0 円

【送金状況】

- 組員により生計を維持している状況を確認するため、認定事由発生日以降1年間の被扶養者へ生計費の送金額を記入してください。
(提出日までに送金した分は実績額、それ以降分については見込額を記入してください。)
- 生計費には、仕送り・家賃・光熱水道費、施設入所費等を含み、学費や一時的負担額は除きます。
- 仕送りとは、一定程度の期間毎にある程度定額の送金されているものを指し、認定対象者の申し出により不足分を任意に送金されているものは、単なる補填として取り扱いますので含めません。

送金年月	組 合 員 の 送 金 額	その他の者の送金額	備 考
令和 6 年 4 月	100,000 円	70,000 円	<p>原則、毎月送金とし、送金確認の出来る書類を保管しておいて下さい。 扶養確認(検認)の際に必要となります。</p> <p>組員が主たる生計維持者として判定されるためには、送金額・認定対象者の収入額及びその他の者の負担額の合計額の1/3以上、組員が負担(送金)していること、かつ共同扶養の場合、そのいずれの者からの送金額より組員の送金額が多いことが条件となります。</p>
令和 6 年 5 月	100,000 円	70,000 円	
令和 6 年 6 月	100,000 円	70,000 円	
令和 6 年 7 月	100,000 円	70,000 円	
令和 6 年 8 月	100,000 円	70,000 円	
令和 6 年 9 月	100,000 円	70,000 円	
令和 6 年 10 月	100,000 円	70,000 円	
令和 6 年 11 月	100,000 円	70,000 円	
令和 6 年 12 月	100,000 円	70,000 円	
令和 7 年 1 月	100,000 円	70,000 円	
令和 7 年 2 月	100,000 円	70,000 円	
令和 7 年 3 月	100,000 円	70,000 円	
合 計	1,200,000 円	840,000 円	

【添付書類】

- この送金明細書には、初回送金を済ませ「送金の事実を確認できる書類」を必ず添付してください。
- 添付できない場合は、送金が開始されていないものとして認定することができません。

※ 「送金の事実を確認できる書類」について

- 金融機関を通して送金している場合は、預貯金通帳・受取名義人の分かるATM送金利用明細・振込依頼書・窓口で交付される振替受付票等の写し
通帳について、実績確認に不要な預金残高等は黒塗り可としますが、送金の実態が確認できない場合は不可とします。(切り抜き不可)
- 光熱水道費等を口座振替により組員が負担している場合は、預貯金通帳の写し
ただし、通帳印字から引き落とし名義人が「電気、ガス、水道、不動産等の事業者」であることが確認できない場合は、引き落としに係る契約書の写しが必要です(特に信販会社が間に立って口座振替する場合)
- 施設入所等の利用料を組員が負担している場合、施設からの請求書及び領収書の写し